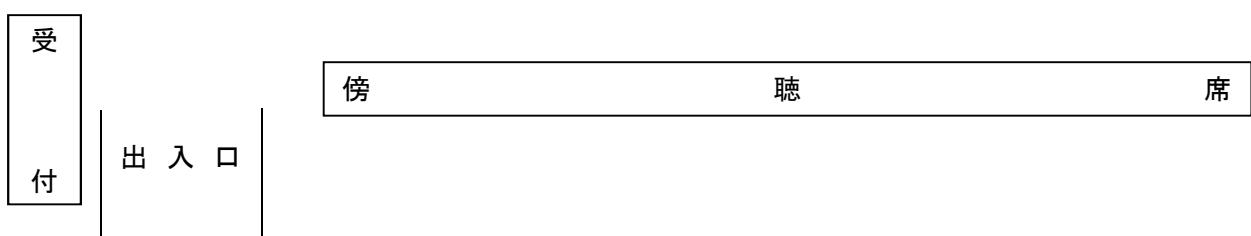
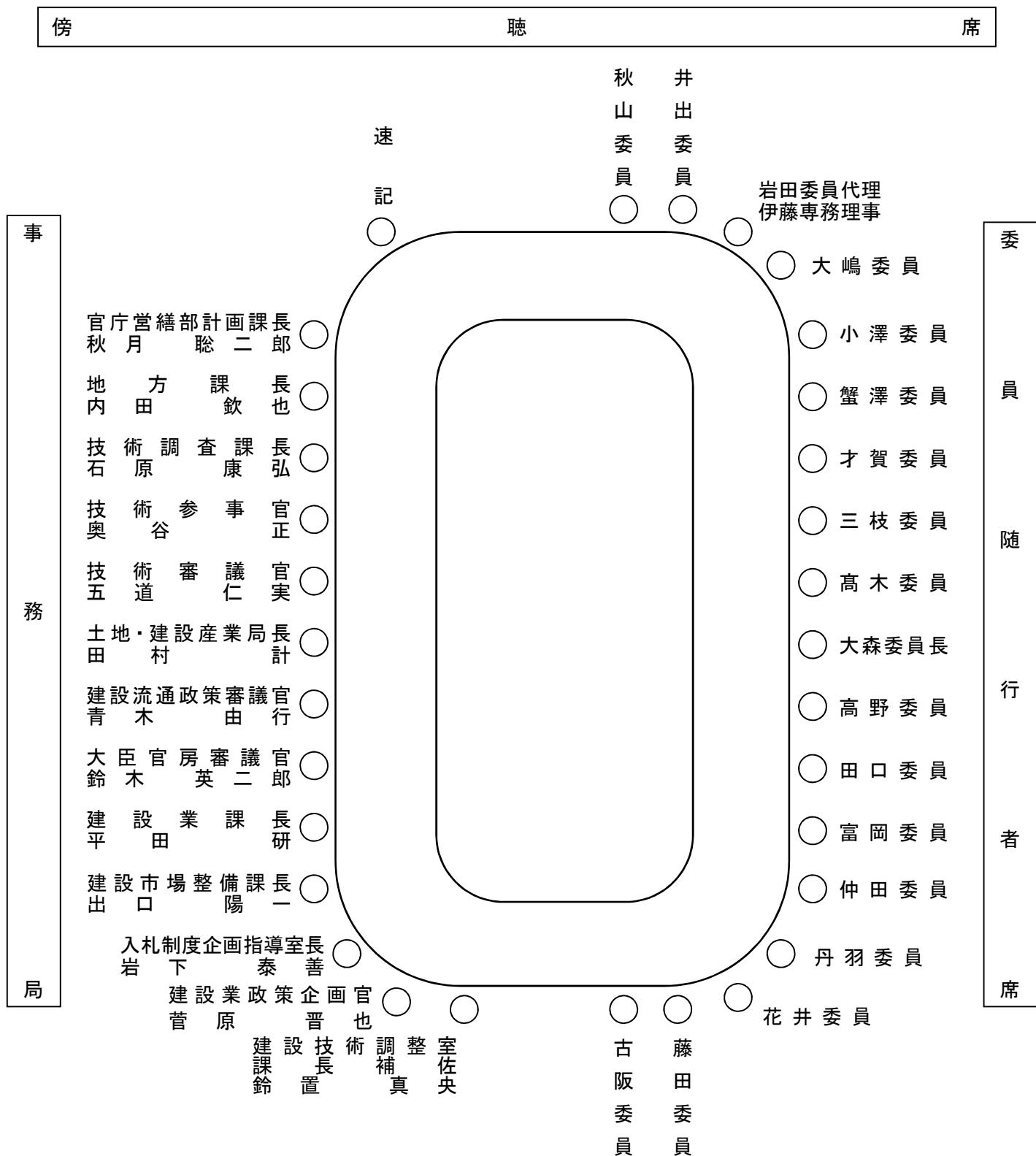


平成30年審議 第3回中建審・社整審基本問題小委員会 配席図

平成30年4月16日(月)
15:30~17:30
於:合同庁舎3号館11階 特別会議室



中央建設業審議会・社会资本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会 委員

※ 委員長 ◎

あきやま てつかず 秋山 哲一	東洋大学理工学部教授
いで たかこ 井出 多加子	成蹊大学経済学部教授
いわた けいごう 岩田 圭剛	一般社団法人全国建設業協会副会長
おおしま まさひろ 大嶋 匡博	一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会部会長
おおもり ふみひこ ◎ 大森 文彦	弁護士・東洋大学法学部教授
おざわ かずまさ 小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科教授
かにさわ ひろたけ 蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部教授
くわの れいこ 桑野 玲子	東京大学生産技術研究所教授
さいが せいじろう 才賀 清二郎	一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
さいぐさ よしみち 三枝 長生	一般社団法人日本鉄道施設協会理事企画部長
たかぎ あつし 高木 敦	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社調査統括本部副本部長
たかの しんえい 高野 伸栄	北海道大学公共政策大学院長
たぐち まさとし 田口 正俊	全国建設労働組合総連合書記次長
とみおか よしひろ 富岡 義博	電気事業連合会理事
なかた ゆういち 仲田 裕一	一般社団法人不動産協会企画委員長
にわ ひでお 丹羽 秀夫	公認会計士・税理士
はない てつお 花井 徹夫	東京都建設局企画担当部長
ふじた かおり 藤田 香織	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授
ふるさか しゅうぞう 古阪 秀三	立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授

中央建設業審議会・社会资本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会 運営要領

(委員長)

- 第1条 基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）に委員長を置く。委員長は、小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下単に「委員」という。）が互選する。
- 2 委員長は、議事を運営する。

(招集)

- 第2条 小委員会は、委員長が、これを招集する。
- 2 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。
- 3 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長及び社会资本整備審議会産業分科会建設部会会長に報告するものとする。

(議事)

- 第3条 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(議事の公開)

- 第4条 小委員会の会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、委員長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

- 第5条 この運営要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が隨時定める。

附 則

この運営要領は、平成23年9月30日から施行する。